

令和4年度決算に見る東根市の財政状況

東根市の財政の

すがたを

おしらせします

令和5年10月

山形県東根市

はじめに

国においては、経済再生と財政健全化の両立を図ることを基本方針とし、「新経済・財政再生計画」により、国と地方を合わせた財政収支の黒字化を目指すとしています。一方、国が目指すデジタル社会、グリーン社会、地域共生社会の実現や地方活性化には、地域の実情に応じたきめ細かな対応が不可欠であり、身近な行政サービスの担い手である地方自治体の果たす役割は年々大きいものとなっております。

こうした状況を踏まえ、本市においても、「第5次総合計画」に掲げる施策に自主性・主体性を最大限に発揮しながら取り組み、身近な行政サービスを安定的に提供できるよう、持続可能な財政基盤の構築に努めているところであります。

市政に対する皆さまの一層のご理解とご協力をいただきたく、ここに令和4年度決算に基づく財政状況をお知らせいたします。

目次

1. 東根市の会計について
2. 普通会計歳入・歳出決算額
3. 歳入の状況
4. 市税の状況
5. 歳出の状況
6. 実質収支の状況
7. 市債の状況
8. 基金の状況
9. 財政指標について
10. プライマリーバランスについて

凡 例

- 1 文中及び各表中で用いる金額は、単位未満を四捨五入していますので、計が一致しない場合があります。
- 2 比率(%)は小数点以下第2位を四捨五入していますので、計が一致しない場合があります。
- 3 各表中の「0.0」は、該当数値はありますが、単位未満のものを表します。
- 4 各表中の「-」は、該当数値がないものを表します。

1. 東根市の会計について

東根市の財政は、次の会計で構成されています。

◎一般会計

東根市の会計の中心で、行政運営の基本的な経費がまとめられています。
企業でいえば親会社にあたり、みなさんの税金を受け入れたり、次に紹介する特別会計や企業会計に必要な資金を繰り出したりします。

◎特別会計

特定の事業を行う場合や特定の収入をその事業の支出に充てる場合、その経費を明らかにするため、一般会計と区別してまとめられています。令和4年度では5つの特別会計があります。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 国民健康保険特別会計 | (2) 東根財産区特別会計 |
| (3) 介護保険特別会計 | (4) 市営墓地特別会計 |
| (5) 後期高齢者医療特別会計 | |

◎公営企業会計

東根市が経営する、原則として独立採算による事業で、経理の方法は一般会計や特別会計とは異なり、民間会社と同じ複式簿記により損益計算書や貸借対照表を作成しています。東根市が経営する公営企業は次の3つです。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 水道事業会計 | (2) 工業用水道事業会計 |
| (3) 公共下水道事業会計 | |

一般会計と特別会計の間では、一般会計から一定の基準に従って必要な経費を繰り出したり、反対に特別会計から一般会計へ繰り入れたりしています。また、公営企業会計へは、一般会計から負担金を支出しています。このように、一般会計と特別会計、公営企業会計は、それぞれ独立して予算を編成し決算していますが、全体として東根市の財政を形づくっています。

この「東根市の財政のすがた」では、原則として、一般会計と特別会計の一部が構成する普通会計について取り上げていきます。普通会計とは、全国の自治体と同じ条件で比較するための概念として、毎年全自治体で作成している「地方財政状況調査」の会計単位です。

※令和4年度普通会計を構成する本市会計

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 一般会計 | (2) 市営墓地特別会計 |
|----------|--------------|

2. 普通会計歳入・歳出決算額

(1) 普通会計決算額について

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算は、それぞれの会計ごとに市議会で認定を受けて決算額を確定します。また、「地方財政状況調査」という地方公共団体の決算に関する統計において、一般会計と特別会計の一部で構成される普通会計の状況を、毎年全国統一の基準でまとめています。

地方財政状況調査は、予算の執行を通じて地方公共団体がどのような財政運営をしたのか、その検証の基礎となるもので、類似団体との比較など、財政分析による自己診断も可能です。経常収支比率及び実質公債費比率などの財政指標は、この調査に基づき普通会計を対象として算出したものです。

(2) 令和4年度普通会計決算

令和4年度普通会計決算の歳入は、宅地開発等に伴う固定資産税を始めとした地方税の増加、ふるさとづくり寄附金の増加があったものの、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金等の減少に伴う国庫支出金の減により、前年度比3.0%減の258億7,747万8千円となりました。

歳出は、神町中学校増築事業の増、小中学校空調設備等設置事業の皆増はあるものの、ひがしねこども園整備工事、旧神町小学校解体工事の完了に伴う投資的経費の減により、前年度比2.2%減の249億0,972万2千円となりました。

令和4年度の東根市普通会計決算額

歳入	258億7,747万8千円
歳出	249億0,972万2千円

(単位：千円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	25,871,494	24,908,314
市営墓地特別会計	5,984	1,408
小計(A)	25,877,478	24,909,722
統計に係る調整額(B)	0	0
決算額(純計 A-B)	25,877,478	24,909,722

歳入内訳

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和3年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	7,073,884	27.3%	6,859,346	25.7%	214,538	3.1%
2. 地方譲与税	182,229	0.7%	196,961	0.7%	-14,732	-7.5%
3. 利子割交付金	1,971	0.0%	3,863	0.0%	-1,892	-49.0%
4. 配当割交付金	17,161	0.1%	18,867	0.1%	-1,706	-9.0%
5. 株式等譲渡所得割交付金	12,066	0.0%	24,603	0.1%	-12,537	-51.0%
6. 地方消費税交付金	1,237,051	4.8%	1,171,221	4.4%	65,830	5.6%
7. ゴルフ場利用税交付金	472	0.0%	631	0.0%	-159	-25.2%
8. 自動車取得税交付金	231	0.0%			231	-
9. 環境性能割交付金	13,662	0.1%	11,245	0.0%	2,417	21.5%
10. 法人事業税交付金	123,842	0.5%	170,383	0.6%	-46,541	-27.3%
11. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	20,130	0.1%	20,047	0.1%	83	0.4%
12. 地方特例交付金	78,086	0.3%	164,878	0.6%	-86,792	-52.6%
13. 地方交付税	4,470,383	17.3%	4,505,212	16.9%	-34,829	-0.8%
14. 交通安全対策特別交付金	6,655	0.0%	7,258	0.0%	-603	-8.3%
15. 分担金及び負担金	62,958	0.2%	78,604	0.3%	-15,646	-19.9%
16. 使用料	94,238	0.4%	79,869	0.3%	14,369	18.0%
17. 手数料	29,391	0.1%	30,299	0.1%	-908	-3.0%
18. 国庫支出金	3,781,231	14.6%	4,416,320	16.6%	-635,089	-14.4%
19. 県支出金	1,601,532	6.2%	1,502,024	5.6%	99,508	6.6%
20. 財産収入	23,372	0.1%	5,751	0.0%	17,621	306.4%
21. 寄附金	2,138,428	8.3%	1,948,421	7.3%	190,007	9.8%
22. 繰入金	1,848,957	7.1%	1,780,784	6.7%	68,173	3.8%
23. 繰越金	1,199,976	4.6%	692,332	2.6%	507,644	73.3%
24. 諸収入	527,695	2.0%	503,396	1.9%	24,299	4.8%
25. 市債	1,331,877	5.1%	2,489,909	9.3%	-1,158,032	-46.5%
歳入合計	25,877,478	100.0%	26,682,224	100.0%	-804,746	-3.0%

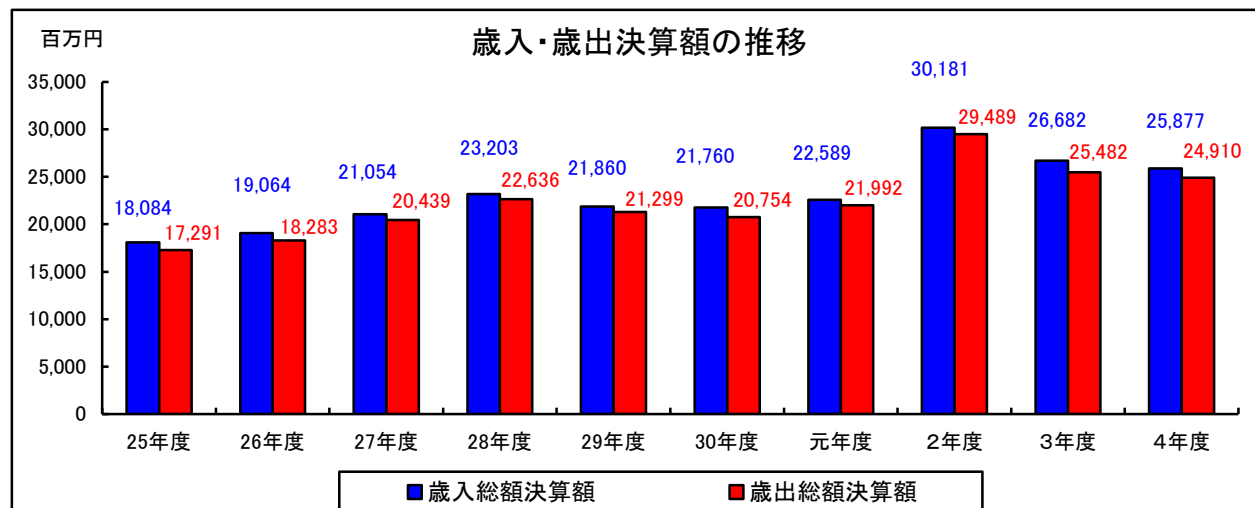
歳出内訳

(単位：千円)

区 分	令和4年度		令和3年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 人件費	3,098,790	12.4%	2,966,605	10.1%	132,185	4.5%
2. 物件費	4,309,496	17.3%	3,974,494	12.0%	335,002	8.4%
3. 維持補修費	911,800	3.7%	1,188,907	4.0%	-277,107	-23.3%
4. 扶助費	4,448,704	17.9%	4,995,837	13.3%	-547,133	-11.0%
5. 補助費等	3,289,182	13.2%	3,092,206	28.3%	196,976	6.4%
6. 公債費	2,006,726	8.1%	1,939,179	6.7%	67,547	3.5%
7. 積立金	2,525,419	10.1%	2,496,422	6.6%	28,997	1.2%
8. 投資及び出資金・貸付金	293,400	1.2%	314,400	0.7%	-21,000	-6.7%
9. 繰出金	1,567,682	6.3%	1,560,465	5.4%	7,217	0.5%
10. 普通建設事業費	2,456,825	9.9%	2,951,723	12.7%	-494,898	-16.8%
11. 災害復旧費	1,698	0.0%	2,010	0.0%	-312	-15.5%
歳出合計	24,909,722	100.0%	25,482,248	100.0%	-572,526	-2.2%

※端数調整のため、積上げと合計が一致しない場合があります。

(3) 普通会計歳入・歳出決算額の推移



本市の財政規模は、大森小学校の整備等を行った平成22年度から減少していましたが、その後、都市基盤の充実に向けた大型プロジェクトの推進や子育て支援策を中心としたソフト事業など、将来を見据えた様々な施策の継続的な実施により緩やかに上昇し、まなびあテラスを整備した平成28年度に230億円超、平成29年度以降も、教育環境の整備に向けた小学校のトイレリニューアル工事、小中学校冷房施設設置工事、東の杜資料館リノベーション工事などの大型事業を実施したことで、200億円を超える大きな額になっています。令和2年度には、神町小学校の移転改築工事、ひがしねこども園整備などの大型事業に加え、特別定額給付金や緊急経済対策をはじめとした新型コロナウイルス感染症対応関連経費の増大により、初めて300億円を超えました。

令和4年度は、神町中学校増築工事、小中学校空調設備等設置工事などの大型事業に加え、新型コロナウイルス感染症対応関連事業の実施により、決算規模は、過去3番目に大きい約259億円となっています。

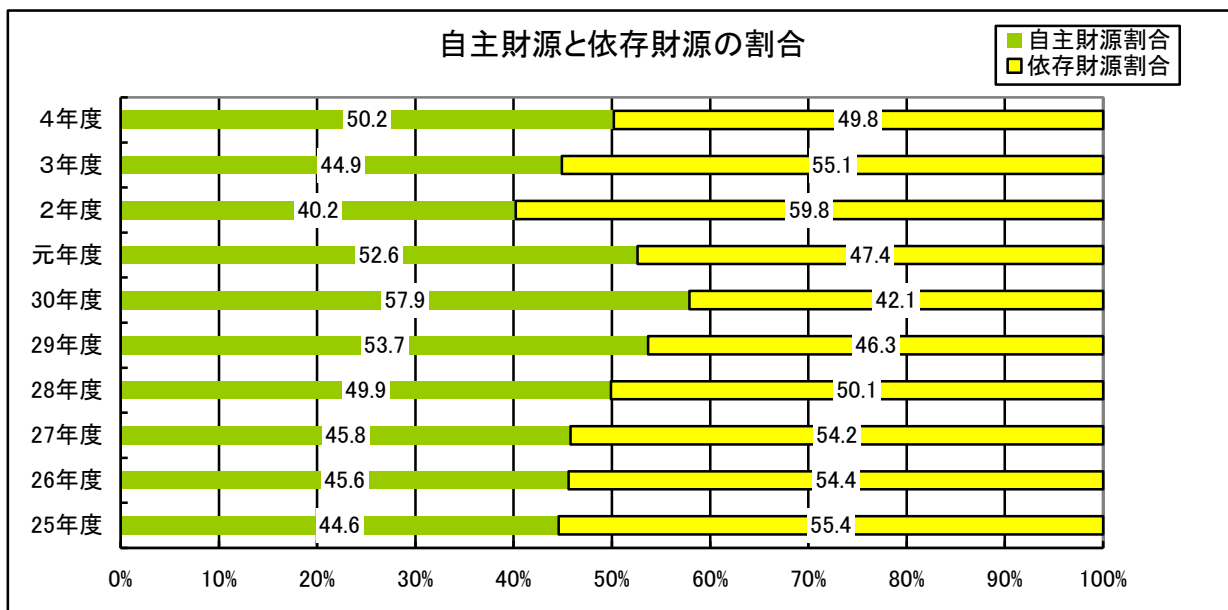
3. 歳入の状況

(1) 自主財源と依存財源

東根市の歳入構造を見ると、平成17年12月に閣議決定された三位一体の改革に伴い税源移譲が実施され、国庫補助金の削減、市県民税の所得割の税率改正が行われた影響から、平成19・20年度は自主財源の割合が50%を超えていましたが、平成20年9月のリーマンショックの影響を受けて、平成21年度以降は自主財源の占める割合が大きく減少し、地方交付税や国庫支出金、市債等の依存財源が、市税等の自主財源を上回りました。

平成28年度からは、ふるさと納税制度による寄附金の増額、法人市民税の増収により、自主財源の割合が大きく伸びています。

令和4年度は、令和2・3年度に比べ、宅地開発等に伴う固定資産税及び都市計画税の増、所得増に伴う個人住民税の増、ふるさとづくり寄附金の増等により、自主財源の割合が増加しています。



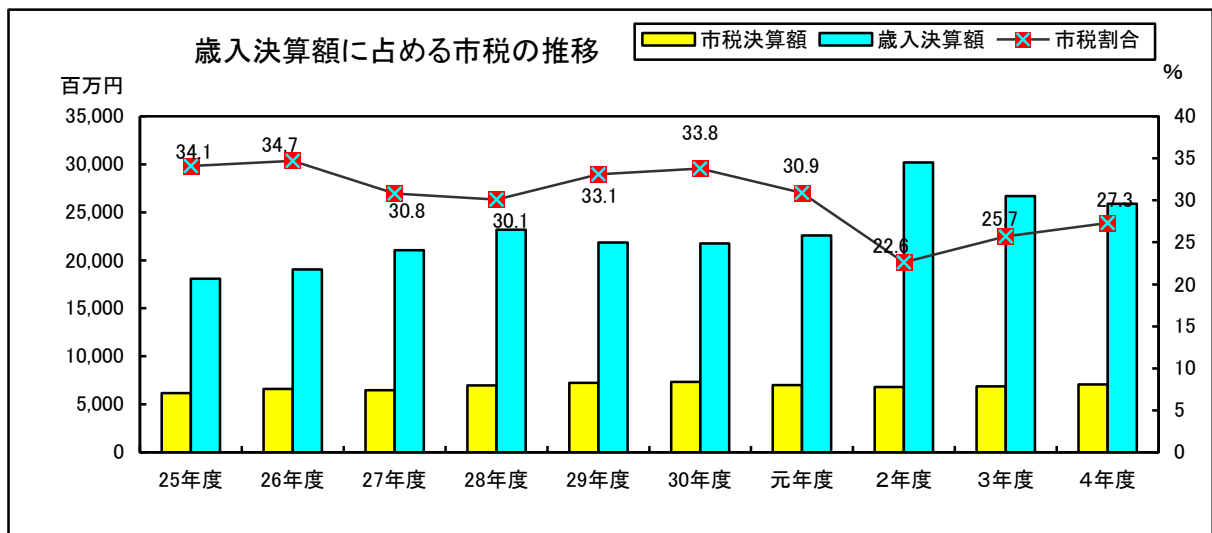
令和4年度歳入決算（自主財源及び依存財源別）の状況

（単位：千円）

区 分	令和4年度		令和3年度		増 減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
1. 地方税	7,073,884	27.3%	6,859,346	25.7%	214,538	3.1%
2. 分担金及び負担金	62,958	0.2%	78,604	0.3%	-15,646	-19.9%
3. 使用料	94,238	0.4%	79,869	0.3%	14,369	18.0%
4. 手数料	29,391	0.1%	30,299	0.1%	-908	-3.0%
5. 財産収入	23,372	0.1%	5,751	0.0%	17,621	306.4%
6. 寄附金	2,138,428	8.3%	1,948,421	7.3%	190,007	9.8%
7. 繰入金	1,848,957	7.1%	1,780,784	6.7%	68,173	3.8%
8. 繰越金	1,199,976	4.6%	692,332	2.6%	507,644	73.3%
9. 諸収入	527,695	2.0%	503,396	1.9%	24,299	4.8%
自主財源合計(C)	12,998,899	50.2%	11,978,802	44.9%	1,020,097	8.5%
1. 地方交付税	4,470,383	17.3%	4,505,212	16.9%	-34,829	-0.8%
2. 地方譲与税	182,229	0.7%	196,961	0.7%	-14,732	-7.5%
3. 国庫支出金	3,781,231	14.6%	4,416,320	16.6%	-635,089	-14.4%
4. 県支出金	1,601,532	6.2%	1,502,024	5.6%	99,508	6.6%
5. 市債	1,331,877	5.1%	2,489,909	9.3%	-1,158,032	-46.5%
6. その他	1,511,327	5.8%	1,592,996	6.0%	-81,669	-5.1%
依存財源合計(D)	12,878,579	49.8%	14,703,422	55.1%	-1,824,843	-12.4%
歳入合計(C)+(D)	25,877,478	100.0%	26,682,224	100.0%	-804,746	-3.0%

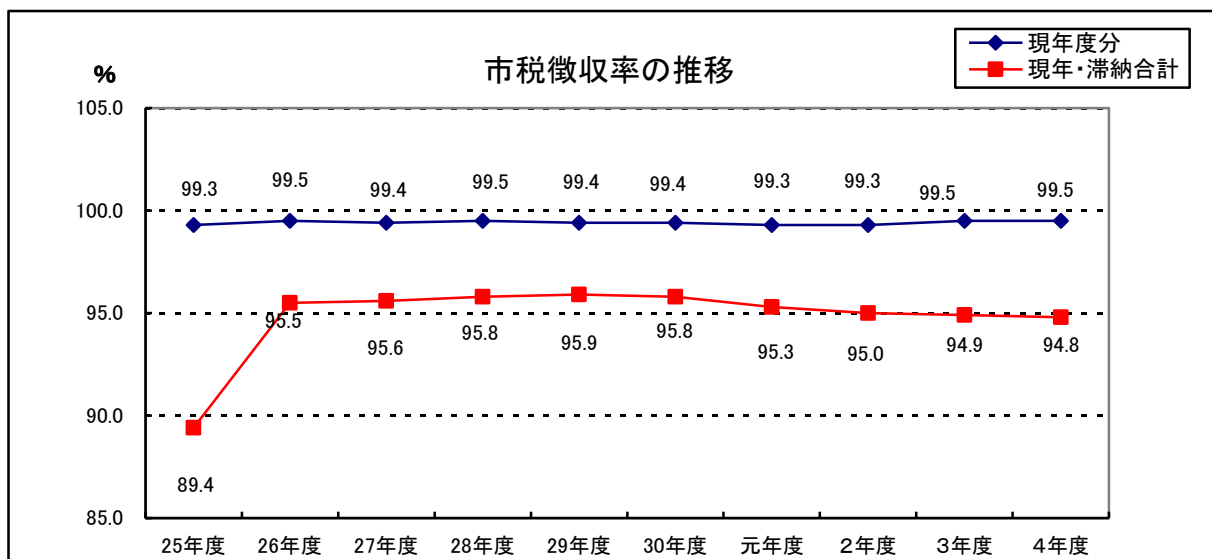
4. 市税の状況

東根市の歳入の約4分の1は、市民や企業のみなさんに納めていただいた市税です。令和4年度は、法人市民税が減少したものの、固定資産税及び都市計画税が増加したこと等により、前年度比3.1%増となっています。



(単位: 百万円 %)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
歳入決算額 a	18,084	19,064	21,054	23,203	21,860	21,760	22,589	30,181	26,682	25,877
市税決算額 b	6,172	6,610	6,477	6,986	7,226	7,354	6,991	6,820	6,859	7,074
b/a	34.1	34.7	30.8	30.1	33.1	33.8	30.9	22.6	25.7	27.3



市税徴収率については、収納対策本部を設置し、収納率向上アクションプランを定めて全庁的に取り組んでおり、納税相談員による継続した催告の実施、より専門的な案件については納税アドバイザーを活用するなど、コンビニ収納やキャッシュレス決済の実施による納付手段の多様化とあわせて、滞納者の実情を踏まえたきめ細かな対応に努めることで、高い収納率を確保しています。

平成24年度は租税条約に基づく徴収猶予の影響により、徴収率が大きく下がりましたが、その後は引き続き景気動向が堅調に推移している状況もあり、徴収率は概ね95%を維持し、県内でも上位にあります。

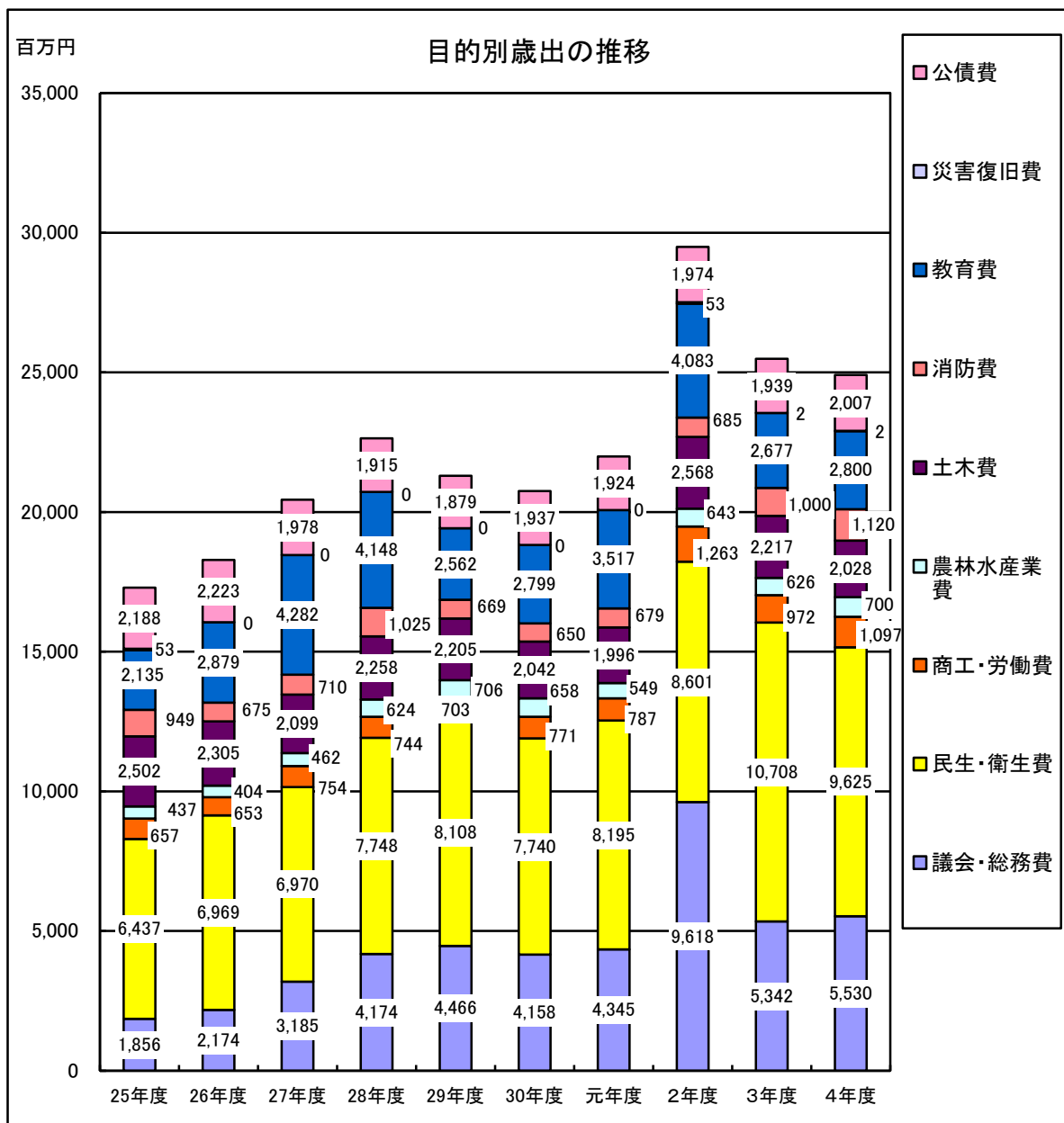
5. 歳出の状況

(1) 目的別歳出の推移

本市の歳出を目的別に見ると、どの年度も同じような構成比になっており、民生・衛生費などの日常生活に関係の深い分野が最も大きい割合を占めています。

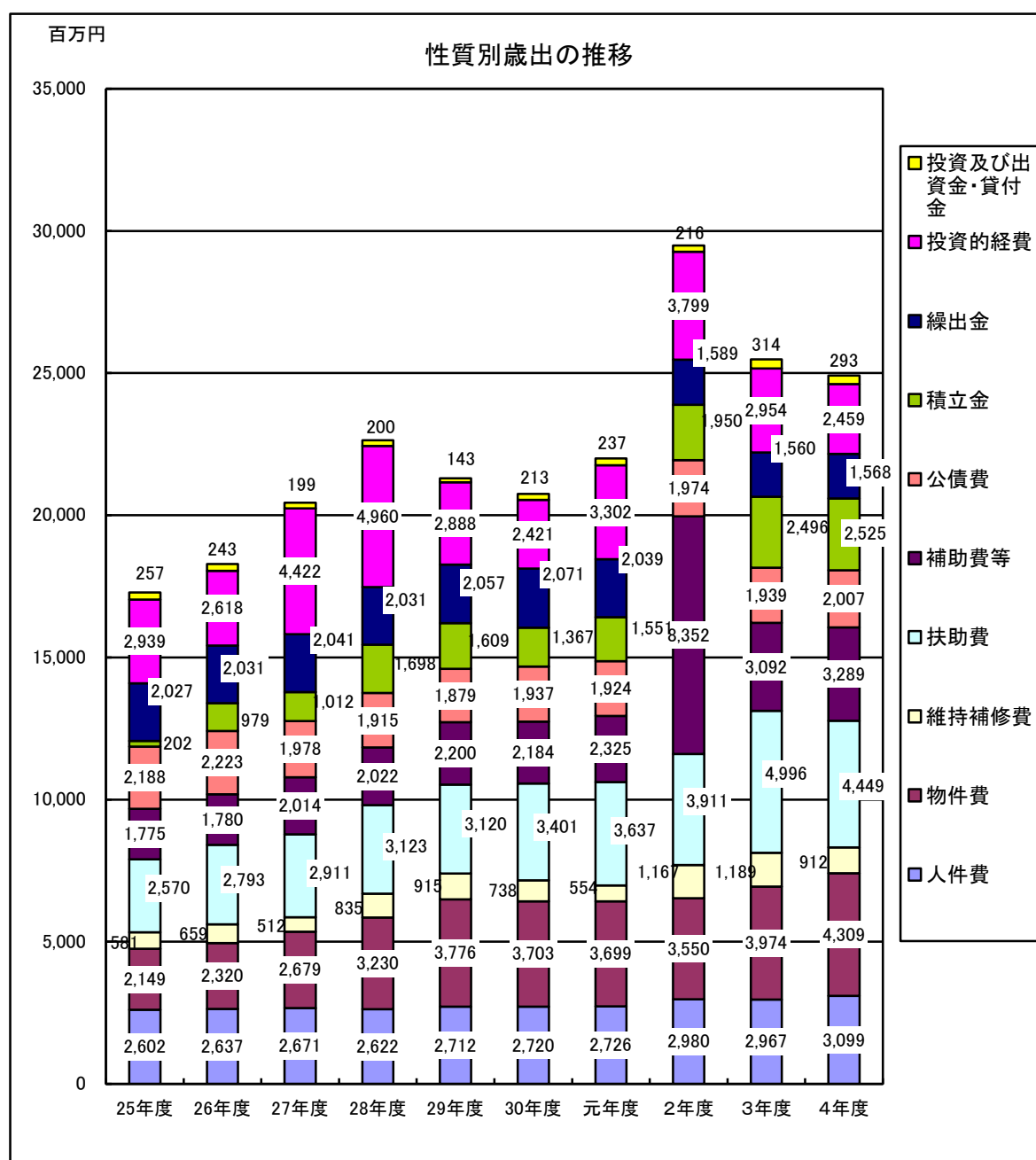
令和4年度においては、議会・総務費、教育費が増加した一方で、民生・衛生費、土木費が減少しています。

主な増減要因は、議会・総務費におけるふるさとづくり基金積立金の増、ふるさと納税特産品PR事業の増、民生・衛生費におけるひがしねこども園整備の完了や子育て世帯等臨時特別給付金事業の大幅減、土木費における市道除排雪事業の減、教育費における神町中学校増築事業の増、小中学校空調設備等設置事業の皆増となっています。



(2) 性質別歳出の推移

本市の歳出を性質別に見ると、投資的経費については大型建設事業の実施等による増減があり、令和4年度は、神町中学校増築事業や小中学校空調設備等設置事業の増があったものの、ひがしねこども園整備工事の終了により前年度に比べて減少しています。扶助費については社会保障の充実等により、年々その割合は高くなっていますが、令和4年度は、子育て世帯等臨時特別給付金事業の大幅減により減少しています。人件費は民間給与水準の高まりに伴う月例給等の引き上げにより微増傾向にありましたが、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入による物件費から人件費への組替えの影響、また、令和4年度のひがしねこども園開園に伴う保育士の採用による正職員給の増により増加しています。公債費については市債発行の抑制を行っていることから、その割合は横ばいになっています。



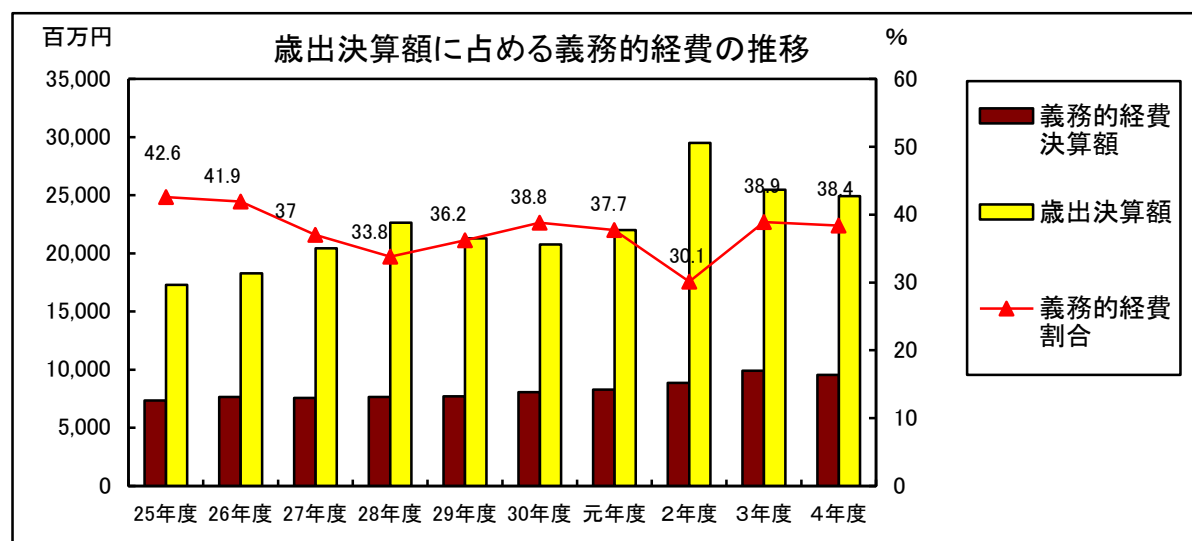
(3) 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、人件費、扶助費、公債費については、その支出が義務付けられ任意に削減することが困難な経費として、義務的経費といいます。歳出に占める義務的経費の割合が高いと、財政が硬直化し、財政構造の悪化が懸念されます。本市の歳出全体に占める義務的経費の割合は、公債費については繰上償還を行うなど抑制を図っていますが、会計年度任用職員制度の導入、ひがしねこども園保育士の採用等による人件費の増、社会保障の充実等による扶助費の増により増加しています。

自主財源の大きな増加が見込めない中、政策的な財源を確保するために、どのようにして義務的経費を抑制していくかが、今後の行政運営の大きな課題となっています。

(単位:百万円・%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
歳出決算額b	17,291	18,283	20,439	22,636	21,299	20,754	21,992	29,489	25,482	24,910
義務的経費a	7,360	7,653	7,560	7,660	7,711	8,058	8,286	8,865	9,902	9,555
人件費	2,602	2,637	2,671	2,622	2,712	2,720	2,726	2,980	2,967	3,099
扶助費	2,570	2,793	2,911	3,123	3,120	3,401	3,637	3,911	4,996	4,449
公債費	2,188	2,223	1,978	1,915	1,879	1,937	1,924	1,974	1,939	2,007
義務的経費割合a/b	42.6	41.9	37.0	33.8	36.2	38.8	37.7	30.1	38.9	38.4
投資的経費	2,939	2,618	4,422	4,960	2,888	2,420	3,301	3,798	2,954	2,459
補助	1,336	1,255	2,238	2,318	1,319	709	1,419	1,651	754	538
単独	1,603	1,363	2,184	2,642	1,569	1,711	1,882	2,147	2,200	1,921
その他の経費	6,991	8,012	8,457	10,016	10,700	10,276	10,405	16,824	12,625	12,896
物件費	2,149	2,320	2,679	3,230	3,776	3,703	3,699	3,550	3,974	4,309
維持補修費	581	659	512	835	915	738	554	1,167	1,189	912
補助費等	1,775	1,780	2,014	2,022	2,200	2,184	2,325	8,352	3,092	3,289
積立金	202	979	1,012	1,698	1,609	1,367	1,551	1,950	2,496	2,525
投資・出資金・貸付金	257	243	199	200	143	213	237	216	314	293
繰出金	2,027	2,031	2,041	2,031	2,057	2,071	2,039	1,589	1,560	1,568

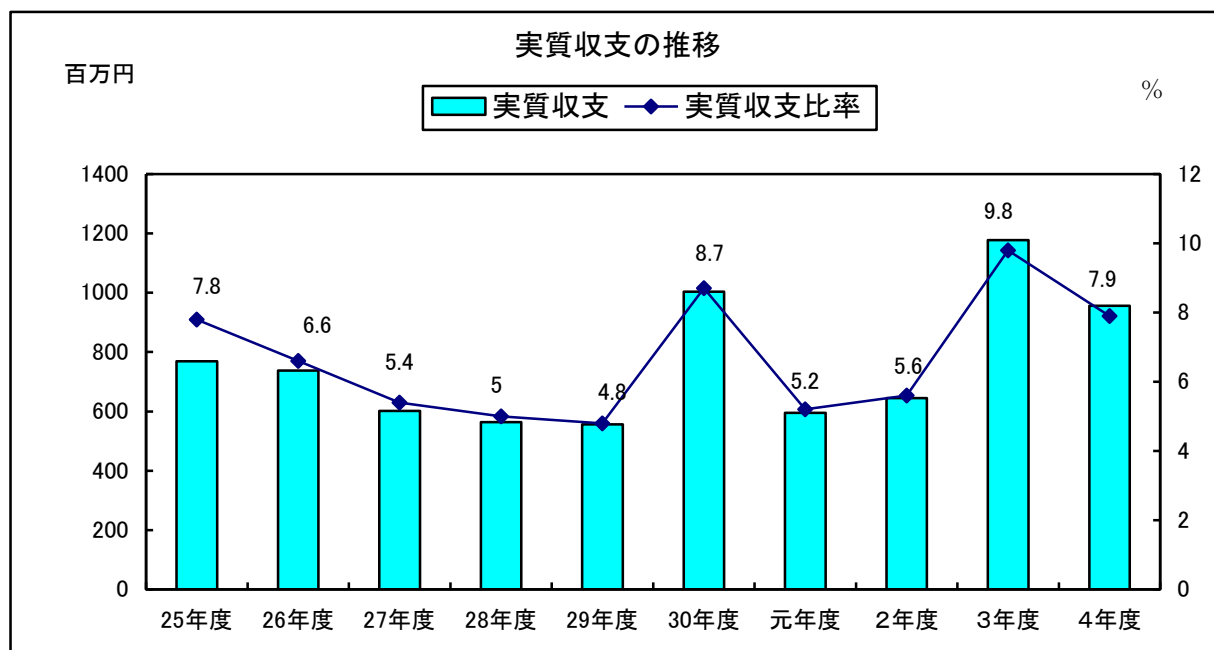


6. 実質収支の状況

(1) 実質収支・実質収支比率

歳入と歳出の収支を見る指標に実質収支があります。実質収支は、その年度に属すべき収入と支出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額を言います。実質収支の標準財政規模（一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示す数値）に対する割合を実質収支比率と言います。

本市においては、経済情勢等に伴う一時的な上昇がみられるものの、概ね5～7%で推移しています。上昇の主な要因については、平成30年度は法人市民税の増収等、令和3年度は法人市民税の決算の伸びや新型コロナウイルス関連事業費等に係る国庫補助金概算交付の増額等が挙げられます。令和4年度は前年度より1.9ポイント下落しました。これは、実質収支額が小さくなったためですが、予算に対して、歳入では市税が増となったものの、国県支出金等は減となり、歳出では、平年に比べ不用額が多かったことが影響しています。



(単位: 百万円・%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
実質収支額a	769	738	602	564	556	1,004	595	645	1,178	956
標準財政規模b	11,411	11,100	11,057	11,230	11,491	11,473	11,384	11,476	11,975	12,022
実質収支比率a/b	7.8	6.6	5.4	5.0	4.8	8.7	5.2	5.6	9.8	7.9

(2) 実質単年度収支

単年度収支（当年度実質収支－前年度実質収支）の中には、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金の取崩）が含まれています。仮にこれらの要素がなかったと考えた場合、単年度収支がどのようになったかを見るのが実質単年度収支です。

令和4年度決算における形式収支は9億6,775万6千円ですが、ここから令和5年度に繰り越す事業の財源である1,220万1千円を差引くと、実質収支は9億5,555万5千円となります。前年度の実質収支も繰越金として今年度の歳入に引き継がれているため、前年度実質収支11億7,787万7千円を差し引いた額－2億2,232万2千円（単年度収支）に、黒字要素である財政調整基金積立金40万1千円と市債の繰り上げ償還額を加えてから、赤字要素である財政調整基金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は、2億2,192万1千円の赤字となります。

令和4年度 実質単年度収支の状況

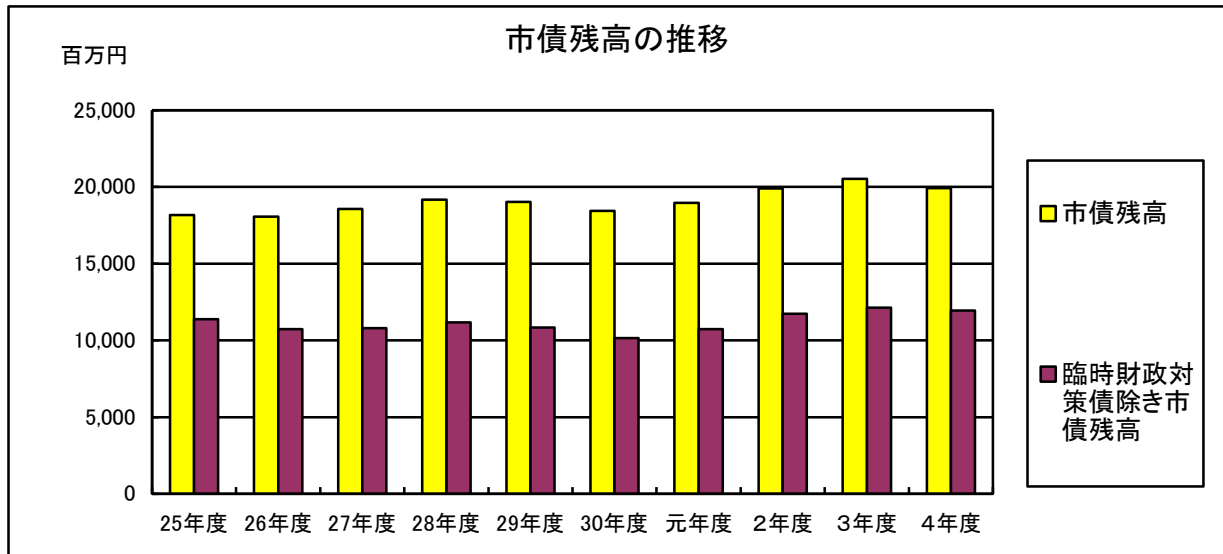
(単位：千円)

	4年度	3年度	増減
(1) 歳入決算額	25,877,478	26,682,224	-804,746
(2) 歳出決算額	24,909,722	25,482,248	-572,526
(3) 形式収支(1)-(2)	967,756	1,199,976	-232,220
(4) 繰越財源	12,201	22,099	-9,898
(5) 実質収支(3)-(4)	955,555	1,177,877	-222,322
(6) 前年度実質収支	1,177,877	645,045	532,832
(7) 単年度収支(5)-(6)	-222,322	532,832	-755,154
(8) 財政調整基金積立金	401	269,120	-268,719
(9) 市債繰上償還	0	0	0
(10) 財政調整基金取崩	0	0	0
(11) 実質単年度収支(7)+(8)+(9)-(10)	-221,921	801,952	-1,023,873

7. 市債の状況

市債は、施設や学校等の建設、道路整備等のための借金です。市債残高は、当年度の償還元金が借入を上回ればその差額分だけ減少します。本市においては、山形新幹線延伸関連事業、教育施設整備事業、さくらんぼタクトクルセンター建設事業等、大型事業の実施に伴い多額の市債を発行してきましたが、公債費負担適正化計画に基づき市債発行の抑制を図ってきたことなどから、極端な増加はなく一定の水準に保たれています。また、平成13年度から地方財政計画の財源不足を補うために、地方交付税の代替として措置された市債に「臨時財政対策債」があります。これは地方交付税の基準財政需要額の一部を縮減した部分を借入の限度額とするもので、市債発行に係る元利償還額の全額が後年度地方交付税措置の対象となります。

令和4年度末市債残高は、前年度比2.9%減の199億3,532万6千円となり、市民一人当たり約42万円となっています。このうち40.1%にあたる79億8,448万3千円が臨時財政対策債であり、臨時財政対策債を除いた実質的な市債残高は、令和4年度末では前年度より1億7,729万円減の119億5,084万3千円となっています。



市債残高推移

(単位: 百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
市債残高	18,172	18,065	18,568	19,173	19,023	18,438	18,971	19,909	20,539	19,935
うち臨時財政対策債	6,780	7,337	7,760	8,004	8,188	8,291	8,229	8,179	8,411	7,984
臨時債除く市債残高	11,392	10,728	10,808	11,169	10,835	10,147	10,742	11,730	12,128	11,951

8. 基金の状況

基金は家計における預貯金に当たり、通常の年は可能な限り積立てをし、臨時の出費があるときには取り崩して使います。本市には年度間の財源調整のための財政調整基金、市債償還のための減債基金、特定の目的のために設置した基金（特定目的基金）があります。

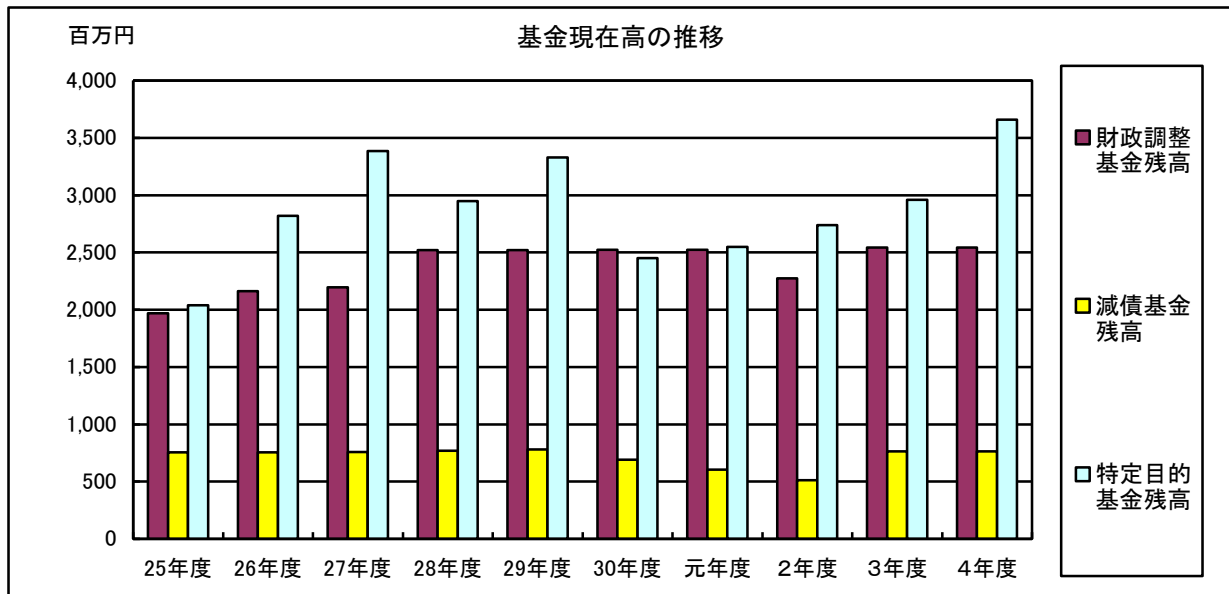
令和4年度で元金の積み立てがあったのは、地域振興基金、ふるさとづくり基金、森林環境管理基金、みらい環境創造基金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金、公共施設等総合管理基金で、その他は利子積立のみとなっています。

ふるさとづくり基金については、基金を取り崩して多くの事業を実施しましたが、ふるさと寄附の増額により基金への積立金が増加したため、残高は3億4,402万1千円の増額となっています。

令和2年度から、地球温暖化防止に向けて環境施策を推進するため「みらい環境創造基金」を、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への利子補給などの財源にあてるため「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金」を設置しています。

また、小中学校建設基金を令和2年度末で廃止し、令和3年度からは公共施設等の新設、改修、維持補修などの資金を積み立てるため「公共施設等総合管理基金」を設置しています。

基金積立金の推移及び現在高は次図のとおりです。



基金積立金現在高推移

(単位: 百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
財政調整基金残高	1,968	2,163	2,196	2,519	2,521	2,522	2,524	2,274	2,543	2,544
減債基金残高	755	756	758	769	781	692	603	513	763	763
特定目的基金残高	2,038	2,819	3,386	2,948	3,330	2,449	2,549	2,738	2,960	3,660

※特定目的基金の内訳

(単位: 千円)

基金名	基金積み立て及び活用目的	4年度末現在高
地域振興基金	地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図ることを目的とする。	40,399
地域福祉基金	市内の民間団体が行う高齢者等の保健の向上及び福祉の増進を図るための活動を支援し、高齢者等が安らかな生活を営むことが出来る地域社会の形成に資することを目的とする。	940
ふるさと水と土保全基金	中山間地域における土地改良施設や地域資源の利活用等により農山村地域の活性化を図ることを目的とする。	10,000
公共文化施設整備基金	公共文化施設の整備に要する費用にあてることを目的とする。	73,798
アイジー基金	アイジー工業株式会社からの寄付金をもって基金を設置し、産業教育及び科学教育の振興費にあてることを目的とする。	39,157
ふるさとづくり基金	ふるさとづくり寄付金を基金に積立て、地域福祉の向上や地域資源の保全等の費用にあてることを目的とする。	2,330,815
森林環境管理基金	森林整備及びその促進、普及に関する施策を実施するため森林環境譲与税を積み立てることを目的とする。	6,117
みらい環境創造基金	地球温暖化防止のため環境施策を推進することを目的とする。	5,098
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への利子補給などの財源にあてることを目的とする。	85,995
公共施設等総合管理基金	公共施設等の新設、改修、維持補修などに必要な資金を積み立てることを目的とする。	1,067,453

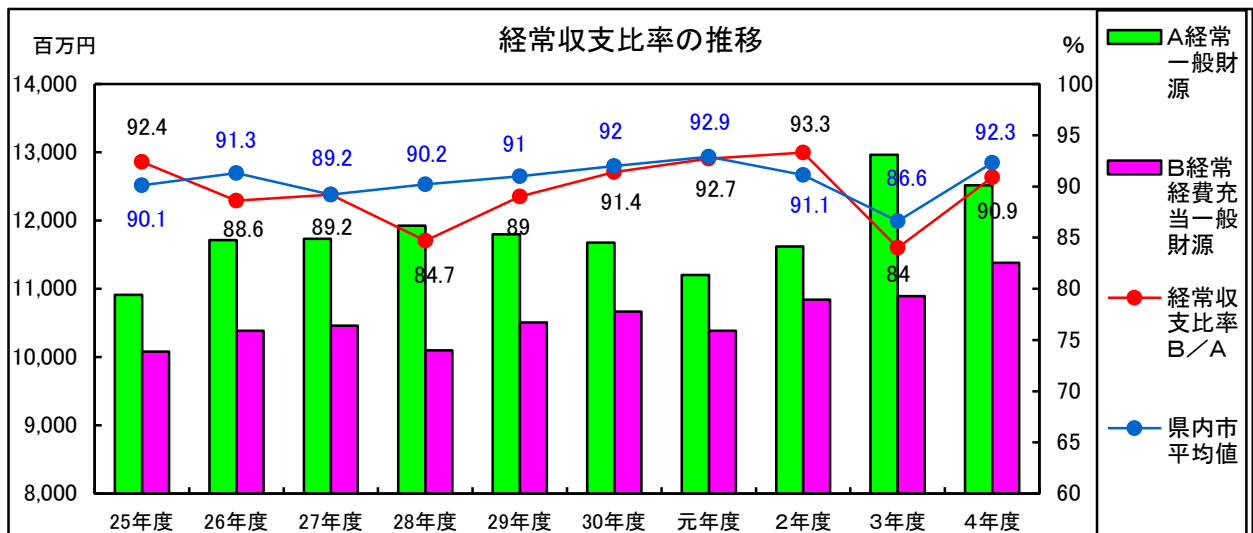
9. 財政指標について

自治体が社会経済や行政需要の変化に対応していくには、財政構造の弾力性などが確保されていなければなりません。自治体の財政分析では、経常収支比率や財政力指数といった財政指標が用いられますが、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたことに伴い、財政の健全性に関する比率の公表の制度が設けられ、新たに健全化判断比率及び資金不足比率が加わりました。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、自治体の財政構造の弾力性を把握する指標で、毎年度経常的に支出される経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように経常的に支出される経費に充当された一般財源）に対し、毎年度経常的に収入される経常一般財源（一般財源のうち地方税、普通交付税のように経常的に収入される一般財源）がどの程度充当されたかを見るものです。この数値が小さいほど自由に使える一般財源が多いということになり、一般的に70～80%の範囲に分布することが望ましいとされています。

本市の経常収支比率は、平成25年度、租税条約に基づく執行猶予となった法人市民税の影響で地方交付税が大幅に落ち込んだために90%を超え、県内でも高い数値となりました。その後下がったものの、近年は扶助費の増加等の要因により上がる傾向になっています。令和3年度は、税収や普通交付税の伸び等により数値が改善したものの、令和4年度は、物価高騰・労務単価増に伴う光熱水費や委託料を始めとする物件費の増等で、再び高い数値となっています。今後も事業の推進等により経常経費の増加が予測されることから、より計画的な財政運営が求められます。



(単位: 百万円・%)

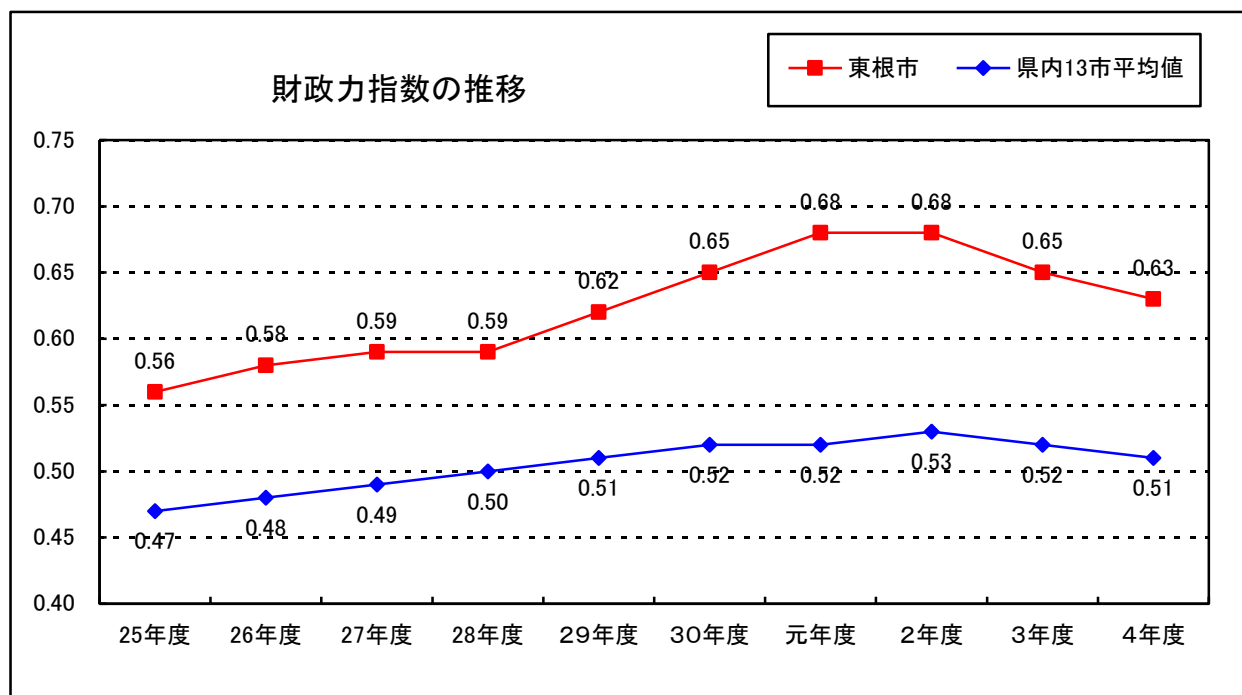
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
A経常一般財源	10,909	11,715	11,733	11,923	11,800	11,674	11,204	11,620	12,963	12,516
B経常経費充当一般財源	10,079	10,385	10,462	10,098	10,507	10,665	10,386	10,839	10,892	11,380
経常収支比率B/A	92.4	88.6	89.2	84.7	89.0	91.4	92.7	93.3	84.0	90.9
県内市平均値	90.1	91.3	89.2	90.2	91.0	92.0	92.9	91.1	86.6	92.3

(2) 財政力指数

財政力指数は、人口や面積に応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるか、自治体の財政力の強弱を表す指標で、この数値が「1」に近いほど財政力が高いことを表します。また、この指数は「基準財政収入額÷基準財政需要額」で計算されるため、景気上昇等により税収が上がったり、行政サービスへの需要が減ったりすれば、この数値は上がることになります。

この財政力指数が「1」以上の自治体は財政力が強いと判断され、普通交付税の不交付団体となり、「1」を超えた分だけ通常の水準を超えた行政活動ができることとなります。逆に、数値が「1」より小さいほど普通交付税に依存する割合が高いことを示します。

この強さは自主財源、特に税収の多寡により決まりますが、本市の場合、常に県内市平均を上回る水準で推移しており、「1」には遠いものの、令和4年度決算値は0.63となり、県内13市において3番目に高い数値となっています。



(3) 健全化判断比率・資金不足比率

財政状況を多様な角度から分析することで地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐために、財政指標が一定水準以上悪化した場合に財政の早期健全化や再生を義務付けること等を内容とする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布されました。

これにより、平成19年度決算より健全化比率4指標と、公営企業会計の資金不足比率、併せて5指標の公表が義務付けられ、当該比率に応じて、財政の早期健全化と再生、並びに公営企業の経営の健全化を図ることとなっています。

1) 令和4年度決算 健全化判断比率の状況

	東根市	県内13市平均	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	※1 13.05%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	—	※2 18.05%	30.0%
③実質公債費比率	7.8%	7.9%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	—	49.6%	350.0%	—

※1 財政規模に応じ11.25～15.00% ※2 財政規模に応じ16.25～20.00%

2) 各健全化判断比率の定義

- ①実質赤字比率……………一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ）に対する比率
- ②連結実質赤字比率………全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ③実質公債費比率……………一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率
- ④将来負担比率……………一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率

(※) 標準財政規模から元利償還金に対する基準財政需要額算入額を控除した額

3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、「元利償還費の水準」を図る指標として、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から従来の起債制限比率について一定の見直しを行った新たな指標です。

従前の起債制限比率算定の際に計上していた一般会計等の元利償還金に加え、公営企業の元利償還金に対する繰出金や、他の自治体と共同で行っている病院事業やごみ処理事業などの一部事務組合の元利償還金に対する負担金も反映させるもので、これまでの起債制限比率に比べ、より自治体の実態を示すものとして平成17年度決算から用いられています。

実質公債費比率が18%を超えた自治体は、協議制となった市債発行制度において、今後の財務の見通しを示した「公債費負担適正化計画」を提出のうえ、発行に際し許可を受ける必要があります。また、25%を超えれば単独事業の起債が制限されます。

本市の実質公債費比率は、起債抑制により年々減少しておりましたが、令和2年度から増加に転じており、令和4年度決算においては7.8%となっています。これは、まなびあテラスや中央運動公園などの大型事業の元金償還が令和2年度に開始したことが影響しています。

実質公債費比率推移

決算年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
東根市	11.8%	11.1%	10.5%	9.6%	8.3%	7.1%	6.6%	7.1%	7.5%	7.8%
県内13市平均値	12.2%	11.2%	10.4%	9.8%	9.2%	8.6%	7.9%	7.7%	7.7%	7.9%

4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額や公営企業への繰出見込額、一部事務組合への負担見込額、土地開発公社負債額負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉え、標準財政規模を基本とした額に対する比率を示した指標で、健全化法の施行に伴い、平成 19 年度決算から用いられました。

将来負担比率が 350%を超えると、早期健全化団体として財政健全化計画を策定のうえ早期健全化に取り組まなければなりません。

本市の令和 4 年度決算将来負担比率は初めてマイナスとなり、将来負担が実質ないことを表します。

5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率で、健全化法の施行に伴い、毎年度公営企業ごとに比率算定と公表が義務付けられました。

資金不足比率が経営健全化基準以下になった場合には、経営健全化計画を定め、財政の早期健全化に準じた公営企業の経営健全化に取り組むことが求められています。

本市の公営企業は、令和 4 年度決算ではいずれの事業も資金不足は発生しておらず、資金不足比率はありません。

公営企業名	資金不足比率	県内 13 市平均	経営健全化基準
上水道事業	—	—	20%
工業用水道事業	—	—	
公共下水道事業	—	—	

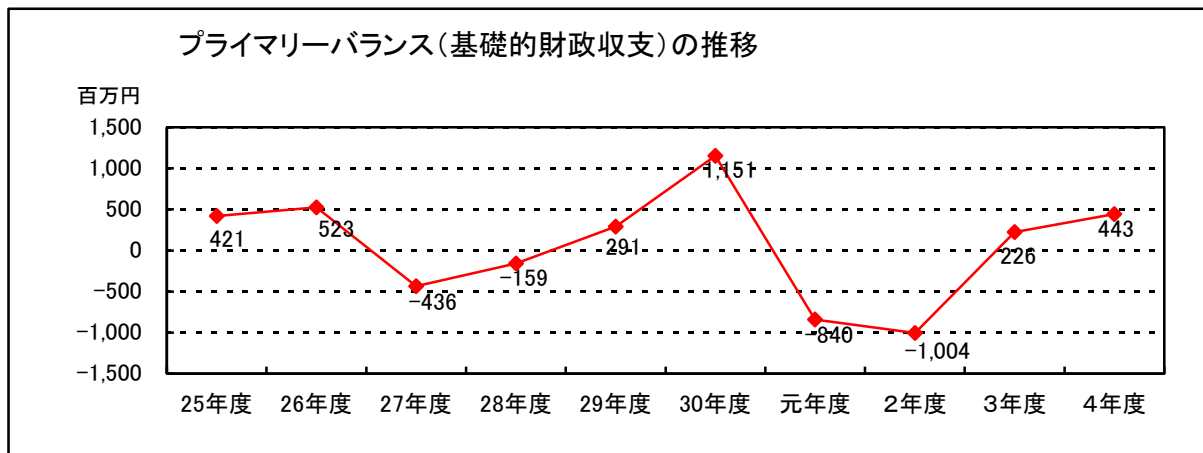
10. プライマリーバランスについて

プライマリーバランスは、政策のために必要となる費用が、その時点の税収などでどれくらい賄われているかを示す指標です。歳入総額から借金などによる収入を差し引いた金額と、歳出総額から過去の借金に対する返済額などを差し引いた金額のバランスを見るもので、そのバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということを表します。逆にプライマリーバランスが赤字であれば、借金返済以外の経費を賄うために新たな市債の発行が必要で、債務残高が増加することを意味します。この場合、将来世代の負担が増加するため、将来を見据えた財政運営が必要となります。

本市のプライマリーバランスは、大型プロジェクト事業を継続的に行ってきたことなどから、市債の返済を上回る多額の新たな市債発行が必要な厳しい状況にありましたが、平成 12 年度から平成 26 年度までは黒字に転じています。これは職員数の削減をはじめとする行政改革の実施、新規市債発行の抑制、繰上償還の実施など、本市が進めてきた行財政改革の取組みの成果が表れたものと言えます。

平成27・28年度、令和元・2年度の4カ年間は、プライマリーバランスが赤字となりましたが、その要因は、公益文化施設や防災行政無線の整備、神町小学校移転改築工事などの大型事業の実施に伴い、市債発行額が増加したことによるものです。

令和3・4年度は、収支バランスが改善し、黒字に転じています。今後もより効果的・計画的な財政運営とプライマリーバランスの確保に努めます。



プライマリーバランス推移

(単位：百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
プライマリーバランス (1)=(2)-(3)-(4)-(5)- (6)+(7)+(8)	421	523	-436	-159	291	1,151	-840	-1,004	226	443
歳入決算額(2)	18,084	19,064	21,054	23,203	21,860	21,760	22,589	30,181	26,682	25,877
繰越金(3)	889	794	781	615	567	562	1,006	597	692	1,200
市債発行額(4)	1,719	1,882	2,281	2,349	1,585	1,231	2,356	2,824	2,490	1,332
財政調整基金取崩額(5)	9	0	0	30	0	0	0	250	0	0
歳出決算額(6)	17,291	18,283	20,439	22,636	21,298	20,754	21,992	29,489	25,482	24,910
市債償還額(7)	2,188	2,223	1,978	1,915	1,879	1,937	1,924	1,974	1,939	2,007
財政調整基金積立額(8)	57	195	33	353	2	1	1	1	269	1

*プライマリーバランス＝歳入決算額－歳出決算額－市債発行額＋市債償還額

－前年度からの繰越金－財政調整基金取崩額＋財政調整基金積立額